

全国45都道府県食肉生活衛生同業組合 事務局連絡先一覧

北海道食肉生活衛生同業組合	☎011-280-0029	FAX011-280-4000
青森県食肉生活衛生同業組合	☎017-729-8078	FAX050-1197-8559
岩手県食肉生活衛生同業組合	☎019-622-2915	FAX019-622-2916
宮城県食肉生活衛生同業組合	☎022-355-6646	FAX022-355-6657
山形県食肉生活衛生同業組合	☎023-622-4355	FAX023-622-4360
福島県食肉生活衛生同業組合	☎024-522-1095	FAX024-597-6173
秋田県食肉生活衛生同業組合	☎018-827-6741	FAX018-853-4652
茨城県食肉生活衛生同業組合	☎029-241-3309	FAX029-243-2997
栃木県食肉生活衛生同業組合	☎028-656-4092	FAX028-656-6824
群馬県食肉生活衛生同業組合	☎027-233-7880	FAX027-234-3365
千葉県食肉生活衛生同業組合	☎043-243-1194	FAX043-247-7650
埼玉県食肉生活衛生同業組合	☎048-862-0544	FAX048-866-8802
東京都食肉生活衛生同業組合	☎03-3471-6161	FAX03-3458-4129
神奈川県食肉生活衛生同業組合	☎045-865-3391	FAX045-865-3395
新潟県食肉生活衛生同業組合	☎025-241-4994	FAX025-241-4992
長野県食肉生活衛生同業組合	☎026-233-0795	FAX026-266-0306
山梨県食肉生活衛生同業組合	☎055-226-2155	FAX055-226-2155
富山県食肉生活衛生同業組合	☎076-491-1729	FAX076-491-1734
石川県食肉生活衛生同業組合	☎076-257-1459	FAX076-257-1462
福井県食肉生活衛生同業組合	☎0776-20-0439	FAX0776-20-0651
岐阜県食肉生活衛生同業組合	☎058-273-6011	FAX058-274-8248
静岡県食肉生活衛生同業組合	☎054-251-0112	FAX054-251-5430
愛知県食肉生活衛生同業組合	☎052-612-6318	FAX052-612-6312
三重県食肉生活衛生同業組合	☎059-226-8406	FAX059-226-8406
滋賀県食肉生活衛生同業組合	☎077-526-0477	FAX077-521-6541
京都府食肉生活衛生同業組合	☎075-691-3393	FAX075-691-3394
大阪府食肉生活衛生同業組合	☎06-6372-0291	FAX06-6372-6780
兵庫県食肉生活衛生同業組合	☎078-671-6613	FAX078-652-0929
奈良県食肉生活衛生同業組合	☎0742-30-5730	FAX0742-30-5737
和歌山県食肉生活衛生同業組合	☎073-432-4529	FAX073-432-3767
島根県食肉生活衛生同業組合	☎0854-85-7843	FAX0854-85-7230
鳥取県食肉生活衛生同業組合	☎0859-21-8905	FAX0859-21-8908
岡山県食肉生活衛生同業組合	☎086-270-2911	FAX086-270-2955
広島県食肉生活衛生同業組合	☎082-296-0700	FAX082-291-0132
徳島県食肉生活衛生同業組合	☎088-654-1012	FAX088-679-4900
香川県食肉生活衛生同業組合	☎087-832-8980	FAX087-832-9013
愛媛県食肉生活衛生同業組合	☎089-958-5415	FAX089-958-5415
高知県食肉生活衛生同業組合	☎088-884-5477	FAX088-802-8629
福岡県食肉生活衛生同業組合	☎092-641-5916	FAX092-651-7670
佐賀県食肉生活衛生同業組合	☎0952-76-4353	FAX0952-76-4354
長崎県食肉生活衛生同業組合	☎095-826-0003	FAX095-822-4898
熊本県食肉生活衛生同業組合	☎096-372-4994	FAX096-371-2752
大分県食肉生活衛生同業組合	☎097-529-6544	FAX097-529-6599
宮崎県食肉生活衛生同業組合	☎0985-24-6685	FAX0985-28-8429
鹿児島県食肉生活衛生同業組合	☎099-262-2533	FAX099-262-2556

【希望者グループ保険】ご相談窓口等

●ご照会につきましては、当パンフレット表紙に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
(日本生命お問合せ先)

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL:0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(932-5833)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

【損害保険取扱代理店】

(幹事代理店)

株式会社 星和ビジネスリンク

フリーコール

☎0120-288270(平日/10時～16時)

FAX 03-5439-2380

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23
三田NNビル4F

福祉制度ご加入のご案内

2025年

食肉組合加盟店(組合員・従業員)の皆さまへ



お手頃な掛金で充実した保障(団体保険としての割引が適用)

充 実 コー ス

● **生命保険** と **傷害保険** がセットで充実保障

● 「天災危険補償特約」と「熱中症危険補償特約」もついています



+

上乗せプラン
(がん保険プラン・医療保険プラン・所得補償保険プラン)

年齢80歳6カ月まで継続加入可能!

*新規加入は年齢65歳6カ月までです 幅広い年齢で加入可能

充実コース 月額掛金1口 1,200円

申込締切日/毎月20日締切

毎月
ご加入できます!

※当パンフレットに記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

全国食肉生活衛生同業組合連合会

〒107-0052 東京都港区赤坂6-13-16 アジミックビル2F TEL 03-5563-0461 FAX 03-5563-0463

福祉制度 P.3
P.4

上乗せプラン P.5

シニア・ジュニアプラン P.6

「申込書兼告知書」記入見本 P.7

ご加入にあたっての重要事項のご説明 P.8
P.30



組合員の皆様におかれましては、日々ご健勝のことと心からお慶び申し上げます。

さて、お陰様で食肉福祉制度は、昭和44年に創設以来、食肉業界に所属する人々が互いに助け合い、不測の事態に備えるとともに、不幸にしてその立場に至った組合員の方を、支援してまいりました。

この福祉制度は、例えば充実コース100万円コースでは、1日約40円のお手頃な掛金で死亡・高度障がい、24時間の傷害事故が保障されます。

また、地震・津波・噴火によるケガも補償される「天災危険補償特約」更に日射または熱射により被った身体の障害についても補償される「熱中症危険補償特約」も付き、幅広く補償され、更に、平成31年度より満期者の年齢が80歳6ヶ月に変更され、今まで以上に充実した福祉共済制度になりました。

また、新規にご加入が出来るのは、年齢65歳6ヶ月までですので、是非ともこの機会にご加入をご検討いただき、この制度が組合員の福祉と組合の繁栄に寄与するよう、ご協力をお願いする次第です。

何かと厳しい時節が続きますが、ご商売のますますのご発展とご多幸を祈念いたします。

全国食肉生活衛生同業組合連合会
会長 肥後 辰彦

福祉制度充実コースの特徴

- この福祉制度は、全国の食肉業界・組合員の方々のために設立された制度です。
- 団体保険としての割引が適用され、どの保障も加入しやすい掛金です。
- 組合員・従業員(家族従業員を含みます)で、効力発生日現在で年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方は、新規加入・増額ができます(年齢80歳6カ月まで継続加入できます)。ただし、年齢60歳6カ月を超える方は1,000万円コースに新規加入・増額できません。
- 福祉制度の月額掛金は、年齢に関係なく一律1口1,200円です。
- 仕事・プライベートを問わず24時間、ケガを補償いたします。
- 日射または熱射により被った身体の障害についても補償する熱中症危険補償特約がついています。
- 「がん保険プラン」「医療保険プラン」「所得補償保険プラン」の上乗せプランが用意され病気の補償が充実しています。

福祉制度充実コース

**希望者
グループ保険**
(団体定期保険)

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金で万が一に備える保障が得られます。

1年更新の保険です。
お申込みは毎月受付けております。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

傷害保険※

団体契約としての割引が適用され、加入しやすい掛金です。

業務上、業務外を問わず傷害事故(ケガ)は24時間補償となっています。

傷害による入院・通院とも免責期間(保険金をお支払いできない期間)がなく、1日目から保険金をお支払いします。

日射または熱射により被った身体の障害についても補償する熱中症危険補償特約がついています。

充実コース
月額掛金

1口 **1,200円**

※傷害保険は「団体総合生活補償保険 傷害補償(標準型)特約セット」です。以降も同様となります。

上乗せプラン

**がん保険
プラン**

(団体総合生活補償保険(がん補償特約セット))

- がん診断保険金
- がん入院保険金
- がん手術保険金
- がん放射線治療保険金

月額掛金

1口 **550円**
※70歳以上は600円

**医療保険
プラン**

(団体総合生活補償保険(疾病補償特約セット))

- 疾病入院保険金(特定精神障害補償特約セット)
- 疾病手術保険金
- 疾病放射線治療保険金
- 疾病退院時一時金

月額掛金

1口 **1,000円**
※80歳は1,300円

**所得補償保険
プラン**

(所得補償保険)

病気やケガで就業不能となった場合に最長1年間まで所得の一部を補償いたします ※免責期間7日

月額掛金

1口 **1,000円**

シニア・ジュニア プラン(傷害保険)

不慮の事故で死亡した場合または後遺障害が発生したときや入院・手術・通院をした場合にお支払いいたします。
(天災危険補償特約・熱中症危険補償特約セット)
オプションで日常生活賠償特約がセットできます。

※シニア・ジュニアプラン(傷害保険)は「団体総合生活補償保険 傷害補償(標準型)特約セット」です。
(注)年齢が70歳超の場合の新規加入はCコース(傷害死亡保険金100万円)のみとなります。

一時払掛金

4,500円
(C1コースの場合)

希望者グループ保険(団体定期保険)「申込書兼告知書」記入見本

ご加入にあたって・重要事項のご説明

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

福祉制度の保障額と掛金

希望者グループ保険 / 傷害保険 (団体定期保険)

月額掛金 1口 1,200円

傷害補償(標準型)特約セット
団体総合生活補償保険

●以下は効力発生日現在の年齢です。

加入コース	新規加入年齢	継続加入年齢 (年齢14歳6カ月超～65歳6カ月までに加入された方)	月額掛金	生命保険から支払われます		損害保険から支払われます					熱中症危険補償特約
				死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	死亡保険金額 (傷害死亡保険金額)	傷害後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金		
				保険期間中に死亡、および加入(増額)日以後の傷害または疾病で、所定の高度障がい状態になられた場合		保険期間中に不慮の事故により死亡した場合	不慮の事故により約款所定の後遺障害が発生した場合	不慮の事故によるケガの治療のため入院した場合 (傷害入院保険金支払対象期間:支払限度日数180日-免責期間0日)	不慮の事故によるケガの治療のため通院した場合 (傷害通院保険金支払対象期間:支払限度日数90日-免責期間0日)	不慮の事故によるケガの治療のため手術を受けた場合	
充実コース	100万円コース(1口)	年齢14歳6カ月超～65歳6カ月まで	年齢80歳6カ月まで	1,200円	年齢70歳6カ月超の方 60万円(60万円)	100万円	100万円～4万円	1,500円	1,000円	入院中:1回の手術につき傷害入院保険金日額×10	熱中症による 傷害後遺障害、傷害入院、傷害通院、 傷害手術保険金をお支払い
	200万円コース(2口)		2,400円	200万円(200万円)	200万円	200万円～8万円	3,000円	2,000円			
	300万円コース(3口)		3,600円	300万円(300万円)	300万円	300万円～12万円	4,500円	3,000円			
	400万円コース(4口)		4,800円	400万円(400万円)	400万円	400万円～16万円	6,000円	4,000円			
	500万円コース(5口)		6,000円	500万円(500万円)	500万円	500万円～20万円	7,500円	5,000円			
	1,000万円コース(10口)		12,000円	1,000万円(1,000万円)	1,000万円	1,000万円～40万円	15,000円	10,000円	入院中以外:1回の手術につき傷害入院保険金日額×5		
「安心コース」 80歳6カ月以降		年払掛金 4,500円		—	100万円(100万円)	100万円～4万円	1,500円	1,000円	傷害入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外)		

※年齢65歳6カ月までに加入された場合、加入資格を満たさざり更新日現在で年齢80歳6カ月まで継続可能です。ただし、年齢70歳6カ月超～80歳6カ月までの方は、1口が加入限度となります。

(注) ○掛金は毎月払込みいただけます。(安心コース以外)

- 掛金には保険料の他に制度運営費が含まれており、掛金と申込締切後に算出される正規保険料との差額が正規制度運営費となります。(掛金の内訳は上記「充実コース」の100万円コース(生命保険会社の希望者グループ保険の保険金額100万円の場合)を例にすると、生命保険分保険料590円(概算)、損害保険分保険料390円、制度運営費220円(概算)となります。)
- 正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
- 傷害保険部分の保険料は被保険者総数5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)および損害率による割引15%適用、天災危険補償特約・熱中症危険補償特約をセットして計算しています。
- 傷害保険部分の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- 掛金のうち傷害保険部分の保険料は、被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。掛金は「職種級別A」の場合となります。職種級別Bの方の保険料および下記職種級別についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
・職種級別A…会社事務員、小売店主・従業員など職種級別B以外のご職業
・職種級別B…農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

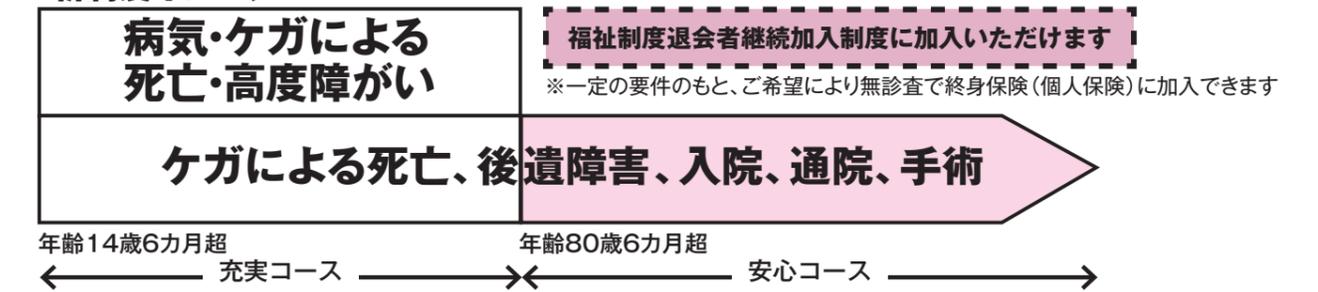
- ・「天災危険補償特約」がセットされています。地震や噴火、津波でのケガも補償いたします。
- ・「熱中症危険補償特約」がセットされています。夏場の外でのお仕事やスポーツ、自宅内での熱中症も補償いたします。

～ 80歳6カ月以降は安心コース(傷害のみの保険)に自動継続となります。～

- ※安心コースの掛金のお支払いについては、毎年3月上旬に組合にご案内します。ご継続の場合は、期日までに組合にご送金ください。
- ・更新日現在で年齢80歳6カ月を超える方は**病気・ケガによる死亡・高度障がいの保障がなくなり**、傷害保険のみの保障に変更となります。掛金は**一律年間4,500円(保険料4,260円・制度運営費240円)**。組合員および従業員(家族従業員を含む)であれば何歳まででもご継続いただけます。
- ・充実コースを年齢80歳6カ月まで継続いただいた場合は一定の条件のもと、**無診査で生命保険(個人契約)に加入**できる制度をご案内いたします。

※団体割引25%適用・損害率による割引15%適用・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約セット・職種級別A

～ 新制度イメージ ～



保障範囲について

- ①この制度(充実コース)は100万円コースを例にすると、生命保険会社の希望者グループ保険の保険金額100万円(年齢70歳6カ月超の方は60万円)に損害保険会社の傷害保険の傷害死亡・後遺障害保険金100万円、傷害入院保険金日額1,500円、傷害通院保険金日額1,000円をセットした制度です。上の表の死亡保険金額(高度障がい保険金額)は日本生命保険相互会社から、死亡保険金(傷害死亡保険金)、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金はいよいよニッセイ同和損害保険株式会社から支払われます。
- ②死亡保障はすべて保険期間中に発生したものにすぎません。
- ③高度障がい保険金は加入(増額)日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態のいずれかになられた場合にお支払いします。詳細は当パンフレット9ページをご確認ください。なお、高度障がい保険金と死亡保険金を重複してはお支払いしません。
- ④上記において「不慮の事故により」とありますが、急激かつ偶然な外来の事故を直接の原因としてその事故の発生日からその日を含めて180日以内に上記に該当した場合に保険金をお支払いします。なお、通院の場合は一事故につき90日の通院が限度となります。

充実コース

年齢	加入コース	1,000万円コース	500万円コース	400万円コース	300万円コース	200万円コース	100万円コース
年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方		○	○	○	○	○	○
年齢60歳6カ月超65歳6カ月以下の方		×	○	○	○	○	○

ご加入者の年齢に応じ、加入コースは次のとおりとなります。

※すでに1,000万円コースにご加入の場合は、年齢70歳6カ月まで同額で継続して加入することができます。年齢70歳6カ月を超える場合は、1口が限度となります。当制限に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも更新日付で自動的に100万円コース(生命保険会社の希望者グループ保険は60万円)に減額して更新されます。また、年齢60歳6カ月超の方は、1,000万円コースに新規加入・増額することはできません。

制度の運営

当制度は全国食肉生活衛生同業組合連合会が更新時点の約款に基づき生命保険会社と締結した団体定期保険契約と損害保険会社と締結した傷害保険契約に基づいて運営します。

～ 保障項目 ～

	生命保険		損害保険							
	死亡(高度障がい)	疾病入院	がん入院	所得補償	ケガ死亡	ケガ入院	ケガ通院	ケガ手術	天災ケガ	日常生活賠償
充実コース 年齢14歳6カ月超～80歳6カ月まで	○				○	○	○	○	○	
安心コース(既加入者のみ)					○	○	○	○	○	
プ ラ 乗 せ	がん:年齢14歳6カ月超～80歳6カ月		○							
	医療:年齢14歳6カ月超～80歳6カ月		○※1							
所得:年齢15歳6カ月超～79歳				○						
シニア・ジュニアプラン(傷害保険)					○	○	○	○	○	○※2

※1 補償対象にがんも含まれます。 ※2 オプションの日常生活賠償特約は選択制です。

上乘せプラン

疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険
以下の上乗せプランは、福祉制度ご加入の場合に加入いただけます。
1口あたりの保険金額

ご注意

継続の場合、年齢が変わると保険金額が変更となる場合があります。
福祉制度充実コースにご加入の方は、満70歳まで新規加入が可能です。

がん保険プラン

月額掛金 1口 **550円** (左記月額掛金には制度運営費が含まれております。詳細はP.12をご参照ください。)
70歳以上は600円となります。

年齢	がん入院 保険金日額	がん手術保険金 がん放線療法補償保険金	がん診断 保険金額	加入限度 口数	年齢	がん入院 保険金日額	がん手術保険金 がん放線療法補償保険金	がん診断 保険金額	加入限度 口数
15歳～19歳	20,000円	入院中・1回の手術につきがん保険金額×10 入院中以外・1回の手術につきがん放線療法補償保険金額×10 放線療法・1回の放線療法につきがん放線療法補償保険金額×10	150万円	1口	50歳～54歳	3,500円	入院中・1回の手術につきがん保険金額×10 入院中以外・1回の手術につきがん放線療法補償保険金額×10 放線療法・1回の放線療法につきがん放線療法補償保険金額×10	15万円	8口
20歳～24歳	19,000円		150万円	1口	55歳～59歳	2,200円		12万円	13口
25歳～29歳	18,000円		120万円	1口	60歳～64歳	1,400円		10万円	7口
30歳～34歳	15,000円		80万円	2口	65歳～69歳	1,200円		6万円	8口
35歳～39歳	12,000円		60万円	2口	70歳～74歳	1,000円		5.4万円	5口
40歳～44歳	7,500円		46万円	4口	75歳～79歳	900円		4.5万円	5口
45歳～49歳	4,000円	40万円	7口	80歳	900円	4.5万円	5口		

※がん入院保険金支払対象期間は無制限、免責期間0日となります。※上皮内新生物もがん診断保険金額と同額のお支払いとなります。

次のような場合は、がん保険プランは無効となりますのでご注意ください。

- ① がんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といいます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合(既に払込まれた保険料は返還します。)
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前にがんと診断確定された場合(被保険者ががん診断確定の事実を知らなかったとき知っていたときにかかわらず、既に払込まれた保険料は返還します。)

医療保険プラン

月額掛金 1口 **1,000円** (左記月額掛金には制度運営費が含まれております。詳細はP.12をご参照ください。)
特定精神障害補償特約セット(80歳のみ掛金1,300円となります)

年齢	疾病入院 保険金日額	疾病手術保険金 疾病放線療法補償保険金	疾病退院時 一時金額	加入限度 口数	年齢	疾病入院 保険金日額	疾病手術保険金 疾病放線療法補償保険金	疾病退院時 一時金額	加入限度 口数
15歳～19歳	7,000円	入院中・1回の手術につき疾病入院保険金額×10 入院中以外・1回の手術につき疾病放線療法補償保険金額×10 放線療法・1回の放線療法につき疾病放線療法補償保険金額×10	2万円	1口	50歳～54歳	3,100円	入院中・1回の手術につき疾病入院保険金額×10 入院中以外・1回の手術につき疾病放線療法補償保険金額×10 放線療法・1回の放線療法につき疾病放線療法補償保険金額×10	1万円	3口
20歳～24歳	6,500円		2万円	1口	55歳～59歳	2,250円		0.4万円	4口
25歳～29歳	5,000円		2万円	2口	60歳～64歳	1,650円		0.3万円	3口
30歳～34歳	5,000円		2万円	2口	65歳～69歳	1,200円		0.3万円	4口
35歳～39歳	5,000円		2万円	2口	70歳～74歳	720円		0.3万円	6口
40歳～44歳	4,500円		2万円	2口	75歳～79歳	540円		0.3万円	9口
45歳～49歳	3,800円	1.5万円	2口	80歳	400円	0.3万円	12口		

※疾病入院保険金の支払限度日数は180日、支払対象期間は1,095日、免責期間0日となります。

所得補償保険プラン

月額掛金 1口 **1,000円** (左記月額掛金には制度運営費が含まれております。詳細はP.12をご参照ください。)

年齢	月額補償額	加入限度 口数	年齢	月額補償額	加入限度 口数
15歳～19歳	200,000円	1口	50歳～54歳	45,000円	4口
20歳～24歳	137,000円	1口	55歳～59歳	42,000円	4口
25歳～29歳	121,000円	1口	60歳～64歳	40,000円	5口
30歳～34歳	98,000円	2口	65歳～69歳	33,000円	6口
35歳～39歳	79,000円	2口	70歳～74歳	20,000円	10口
40歳～44歳	63,000円	3口	75歳～79歳	13,000円	15口
45歳～49歳	53,000円	3口	80歳	最終更新は79歳までです。	

※上記保険料は職種別1級の場合の保険料です。※てん補期間1年、免責期間7日間となります。※「無事故戻しに関する規定の不適用特約」がセットされています。
○各保険プランの保険料は、保険始期日(2025年4月1日)時点の満年齢で計算します。
○各保険プランの掛金は被保険者5,000名以上10,000名未満の場合の掛金(団体割引25%適用)となります。
○所得補償保険プランの月額補償額は被保険者(補償の対象となる方)の職種別によって異なります。下記に記載されていないご職業については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
1級…会社事務員、教師など 2級…飲食料品製造業者など 3級…営業用貨物自動車運転者など 4級…セメント製造工など
○告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
○補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

シニア・ジュニアプラン (傷害保険)

傷害補償(標準型)特約・天災危険補償特約・
熱中症危険補償特約セット団体総合生活補償保険
不慮の事故で死亡した場合または後遺障害が発生したときや入院や通院をした場合に保険金をお支払いいたします。オプションで、日常生活賠償特約がセットできます。

団体割引25%適用・損害率による割引15%適用・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約セット・職種別A

補償内容	Aコース	Bコース	Cコース
傷害死亡保険金額	300万円	200万円	100万円
傷害後遺障害保険金額	障害の程度により 300万円～12万円	障害の程度により 200万円～8万円	障害の程度により 100万円～4万円
傷害入院保険金日額	1日につき 4,500円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円
傷害手術保険金	その傷害の治療のために保険金支払い 対象となる手術を受けた場合	入院中:1回の手術につき傷害入院保険金日額×10 入院中以外:1回の手術につき傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額	傷害事故による治療のため通院した場合 (事故日から180日以内の90日が限度・免責期間0日)	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円
年払掛金 (天災危険補償特約・熱中症危険補償特約セット)	A1 13,500円	B1 9,000円	C1 4,500円
日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	1億円	1億円	1億円
オプション 年払掛金 (日常生活賠償特約セット)	A2 14,600円	B2 10,100円	C2 5,600円

加入年齢とご加入コース

年齢	ご加入コース	Aコース	Bコース	Cコース
年齢70歳超の新規加入		×	×	○
年齢70歳以下の方		○	○	○

※年齢は満年齢です。※すでにご加入いただいている場合は、年齢に関係なくご継続いただけます。

加入資格

- ・食肉組合の組合員本人(「福祉制度」に新規加入できない年齢の方)
- ・組合員と同居している親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
- ・従業員本人(「福祉制度」に新規加入できない年齢の方)
- ・従業員と同居している親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
- ・組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹
- ・従業員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

保険期間(ご契約期間)

2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時まで

保険料の払込方法

一時払(初年度はご送金いただき、次年度よりご指定口座からの振替となります)

- シニア・ジュニアプラン(傷害保険)は「団体総合生活補償保険傷害補償(標準型)特約セット」です。
- 上記掛金には保険料の他に制度運営費が含まれています。内訳については、下記(コース名:保険料・制度運営費)のとおりです。詳細は事務局までお問い合わせください。
A1:12,780円・720円 B1:8,520円・480円 C1:4,260円・240円
A2:13,810円・790円 B2:9,550円・550円 C2:5,290円・310円
- 上記掛金のうち保険料は、団体割引25%適用および損害率による割引15%適用にて計算しています。上記掛金のうち保険料は、被保険者(補償の対象となる方)の職種別によって異なります。上記保険料は「職種別A」の場合となります。職種別Bの方の保険料および下記職種別についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
・職種別A…会社事務員、小売店主、従業員など職種別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
・職種別B…農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 日常生活賠償特約の被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子になります。被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

示談交渉サービス ～日常生活賠償特約～

日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス※がご利用になれます。
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
・1回の事故につき被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく、被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

福祉制度 P.3
P.4

上乘せプラン P.5

シニア・ジュニアプラン P.6

申込書兼告知書 P.7
記入見本

ご加入にあたっての重要事項のご説明 P.8
P.30

希望者グループ保険(団体定期保険)～「申込書兼告知書」記入見本～

- お申込みは毎月受付けております。新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、毎月20日(20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)までに、必要事項を記入・代表者印を押印のうえ「申込書兼告知書」を各都道府県の組合事務局へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(同意印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
※更新日現在、年齢70歳6カ月を超える方で保険金額100万円以上のコースに加入されている場合は、「申込書兼告知書」のご提出がなくても更新日付で自動的に60万円に減額して更新されます。

お申込みに際しましては、表紙～4ページ、8ページ、9ページ、19ページ～22ページ、30ページ、裏表紙をご確認ください。

希望者グループ保険(団体定期保険) 申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

1 ニッセイ用

効力発生日: 令和7年4月1日
申込締切日: 令和7年2月4日

代表者名: センコクショクニクセイカツイセイ
ドウキョウクミアインレンゴウカイ

事務所所在地: 東京 港区 港 6-13-16
事務所名: 港 精肉店
代表者名: 代表取締役社長 港 木郎

「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 申込日(告知日): 令和7年1月8日

被保険者番号	被保険者氏名(カタカナ)	加入	生年月日	死亡保険金受取人	現在加入保険金額	申込区分	申込保険金額	告知
増額の場合	タカダ ヤスオ	印	13 4 1 0 1 0 6	ジギョウヌシ	71 200	300	300	2 3
減額の場合	クリハラ エミコ	印	23 4 4 1 0 1 0	ジギョウヌシ	71 200	100	100	2 3
脱退の場合	カワグチ トオル	印	13 6 0 0 1 0 3	ジギョウヌシ	71 200	0	0	2 3
新規加入の場合	ミナト イナロウ	港	13 4 8 0 7 2 5	ジギョウヌシ	71	500	500	2 3
新規加入の場合	ミナト ハナコ	港	23 1 2 2 0	ジギョウヌシ	71	300	300	2 3

法人の場合は会社印を押印してください。また、代表者役職名についてもご記入ください。

新規加入・増額の場合、左上告知欄の該当有無をご記入ください。

- (注)太枠内の内容を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(同意印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 新規加入・増額の場合は、被保険者ご本人の加入同意印を必ず押印してください。同姓の場合でも、被保険者ご自身の印で押印してください。
- 死亡保険金受取人をご記入ください。法人の場合、原則事業主受取です。個人名、会社名ではなく、「ジギョウヌシ」とカタカナでご記入ください。(「同上」や「//」は不可です)
- 該当する続柄コード・人数をご記入ください。
- 該当する申込区分欄に○印をご記入ください。
- 保障額は事業所単位で設定されています。パンフレット3ページの加入コースの金額から保険金決定基準に従って右づめでご記入ください。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

ご加入にあたって

希望者グループ保険(団体定期保険)

商品内容のご説明

※2025年3月1日と4月1日の新規加入・増額・減額・脱退については2025年2月4日(火)が締切となります。

◆死亡保障・高度障がい保障

効力発生日

効力発生日:2025年4月1日

なお、中途加入等については、引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。

加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。全国食肉生活衛生同業組合連合会の役員・従業員(顧問・相談役を除きます。)、都道府県食肉生活衛生同業組合の役員・従業員、同組合の組合員・組合員が雇用する従業員(家族従業員を含みます。)の方で、新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

本制度に加入を希望される場合は、加入資格を有する所属員全員について以下の加入お手続きをしてください。

- ・本制度への加入(*)手続きに際しては、加入(*)者(被保険者)の同意印が必要です。「申込書兼告知書」に、加入(*)者(被保険者)の同意印を押印してください。
- ・加入(*)の同意印のない方は加入(*)できません。
- ・(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

(ご注意)

- ①年齢60歳6カ月を超える方は1,000万円コースに新規加入・増額はできません。また、年齢70歳6カ月を超える方は、加入できる保険金額の上限を60万円とさせていただきます。更新日現在、60万円を超える保険金額にご加入の70歳6カ月超の方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも更新日付で自動的に60万円に減額して更新されます。
- ②ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ③組合員が全国食肉生活衛生同業組合連合会の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその事業主・従業員(家族従業員を含みます。))も年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

保険期間は効力発生日～2026年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

脱退手続き

中途脱退者(退職者)は所定の用紙を使用し、毎月20日(20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)までに各都道府県の組合事務局へご提出ください。退職日付で脱退となります。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

受取人・保険金などの請求

死亡保険金受取人は原則事業主です。受取人が「ハイグウシャ」となっている方は「死亡保険金受取人指定書」にて個人名へ変更の手続きをしてください。高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。被保険者に万一のことがあったり、所定の高度障がい状態になられたときは、組合事務局備え付けの書類によって請求手続きを行ってください。

- 死亡保険金請求時の了知について
 - ・死亡保険金受取人が被保険者の遺族以外の場合には、死亡保険金請求時に労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)および第43条(遺族補償の受給者および順位)に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了知が必要です。
 - ・了知は、死亡保険金請求書の了知欄への被保険者遺族の署名・押印により行わせていただきます。

税務上のお取扱い

(掛金)

- ・法人事業所の場合…役員・従業員のために法人が負担した掛金は、制度運営費を差引いた金額が原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・従業員の所得税の課税対象ではありません。
- ・個人事業所の場合…従業員のために個人事業主が負担した掛金は、制度運営費を差引いた金額が原則として全額必要経費に算入でき、その金額は従業員が所得税の課税対象ではありません。自身のために個人事業主が負担した主契約の実質掛金(掛金から年間の制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象となります。(ただし、配偶者または一定の範囲の親族が保険金受取人の場合にかぎり、)※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryakujou/)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当希望者グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当希望者グループ保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

(保険金)

- ・死亡保険金…ご遺族が受取人の場合、相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- ・高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、2024年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。制度運営費を含めた個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表(別表1)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(別表1)対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- 保険契約者・被保険者の故意。
- 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- 戦争その他の変乱。(※2)

(※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎりです。(原因となる傷病がご加入(※1)前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(※1)前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者、被保険者の死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

- 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

傷害保険

シニア・ジュニアプラン

※2025年3月1日の中途加入と4月1日の新規加入・増額・減額・脱退については2月4日(火)が締切となります。当該パンフレットの内容は2025年4月1日以降のものとなります。

お申込み手続きおよび効力発生日

加入は毎月受け付けております。毎月20日までに、所定の加入申込票に必要事項をご記入・署名のうえ、各都道府県の組合事務局ご担当者までご提出ください。翌月1日から効力が発生します。

加入資格

全国食肉生活衛生同業組合連合会傘下の組合に所属する組合員および従業員(家族従業員を含む)で、加入日(効力発生日)に満14歳6カ月を超え満65歳6カ月までの方で、加入時現在、健康で正常に勤務または就業していることを要します。なお、更新する場合に限り満80歳6カ月まで継続加入でき、当該保険年度未まで対象期間となります。※安心コースにご加入の場合は、組合員および従業員(家族従業員を含む)である限り、継続いただけます。※シニア・ジュニアの加入資格については、P6をご参照ください。

保険期間(ご契約期間)および保険料の払込方法

保険期間は2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時までとなります。保険料の払込方法につきましては、各都道府県の組合事務局ご担当者へご照会ください。なお、上記保険期間の中途加入者につきましては効力発生日～2026年4月1日午後4時までとなります。以後は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で継続します。

継続加入のお取扱い

一旦加入すれば、変更等のお申し出のない限り、同額で(又は減額して)継続加入できます。詳細につきましてはP30をご参照ください。

脱退手続き

中途脱退(退職)者は、所定の用紙を使用し毎月20日(20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)までに各都道府県の組合事務局ご担当者へご提出ください。退職日付けて脱退となります。

受取人・保険金などの請求

万が一事故が起こった場合は、各都道府県組合へ連絡して備え付けの所定の書類を取寄せて記入のうえ、30日以内に取扱代理店または保険契約者へ連絡してください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

※傷害死亡保険金請求者および受取人は法定相続人、その他保険金請求者および受取人は被保険者本人となります。

税法上のお取扱い

法人事業所が全役員・全従業員のために負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、役員分も含めて全額損金として認められます(法人税基本通達9-3-5)。個人事業所の場合も同様全従業員のために負担した掛金は全額必要経費として認められます(所得税個別通達直審3-7)。また受取保険金は「法定相続人数×500万円」まで相続税がかかりません(相続税法第12条)。(2024年8月現在)

お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体総合生活補償保険)＜傷害補償(標準型)+費用＞
団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償			
■被保険者の範囲			
ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者ご本人となります。			
■傷害補償(標準型)特約の補償内容			
1.被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。			
2.傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。			
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。			
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。			
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 </div> ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 <ol style="list-style-type: none">保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none">法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 被保険者に対する刑の執行 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 <ol style="list-style-type: none">むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額 </div> <div style="margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) </div> </div> ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 傷害入院保険金日額 </div> <div style="margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 入院日数 </div> </div> ※事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 <ol style="list-style-type: none">公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none">創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 歯科診療固有の診療行為 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2)(※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	①入院中に受けた手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害入院保険金日額 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 10 </div> ②上記①以外の手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害入院保険金日額 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 5 </div> ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※通院とは、病院・診療所に通い、または住診・訪問診療により、治療を受けることを行い、オンライン診療による診察を受けます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	②被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (*1)乗用車とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転もしくは操縦)をいいます。

■傷害補償(標準型)特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償(標準型)特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複	マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重複	マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみでセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親族者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。 ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。 ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額(*) (0円)	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

上乗せプラン (がん保険プラン・医療保険プラン・所得補償保険プラン)

※2025年3月1日の中途加入と4月1日の新規加入・増額・減額・脱退については2月4日(火)が締切となります。当該パンフレットの内容は2025年4月1日以降のものとなります。

加入手続きおよび効力発生日

加入は毎月受け付けております。毎月20日までに、所定の加入申込票に必要事項をご記入・ご署名いただき、各都道府県の組合事務局ご担当者までご提出ください。保険料の払込方法については各都道府県の組合単位で異なります。保険料の払込については、各都道府県の組合事務局ご担当者にご照会ください。翌月1日午後4時から効力が発生します。

次のような場合は、がん保険プランは無効となりますのでご注意ください。

- ①がんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といいます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合(既に払込まれた保険料は返還します。)
- ②初年度契約の保険期間の開始日より前にがんと診断確定された場合(被保険者ががん診断確定の事実を知らなかったとき知っていたときにかかわらず、既に払込まれた保険料は返還します。)

加入資格

当組合の組合員および従業員(家族従業員を含む)で、2025年4月1日現在満15歳以上満70歳までの方で、加入時現在、健康で正常に勤務または就業していることを要します。なお、更新する場合に限りがん保険プラン・疾病保険プランは満80歳6カ月まで、所得補償保険プランは満79歳まで継続加入でき、当該保険年度末まで対象期間となります。このプランは前述の制度(団体定期保険+傷害保険)と同時にご加入いただけます。単独ではご加入できません。

保険期間(ご契約期間)

保険期間は1年で2025年4月1日午後4時~2026年4月1日午後4時までとなります。なお、左記保険期間の中途加入者につきましては効力発生日から2026年4月1日午後4時までとなります。以降は毎年更新継続します。

継続加入のお取扱い

一旦加入すれば、変更等のお申し出のない限り同額で(又は減額して)継続加入できます。詳細につきましてはP30をご参照ください。

脱退手続き

中途脱退(退職)者は所定の用紙を使用し毎月20日(20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)までに各都道府県の組合事務局ご担当者へご提出ください。退職者の方は退職日付けで脱退となります。

告知

医師の診査なしで、告知により加入でき、手続きは簡単です。
 ・健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

保険金などの請求

万が一事故が起こった場合は、各都道府県組合へ連絡して、備え付けの所定の書類を取り寄せて記入のうえ、30日以内に取扱代理店へ連絡してください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

税法上のお取扱い

加入者個人が負担した払込保険料は生命保険料控除の対象となります。受取保険金は非課税です。法人事業所が負担した掛金については、P10と同様役員分も含めて全額損金として認められます〔法人税基本通達9-3-5〕。個人事業所の場合も全従業員のために負担した掛金は全額必要経費として認められます〔所得税個別通達直審3-7〕。ただし役員または特定の使用人のみを対象としている場合は当該役員または使用人に対する給与等となります。(2024年8月現在)

制度運営費

上乗せプランには年齢別に以下の制度運営費(団体制度の維持・運営のために各加入会員が団体に対して支払うもの)が含まれております。

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
①がん保険プラン	370円	330円	310円	300円	230円
	160円	60円	120円	80円	50円
	50円	40円	70円	80歳:70円	
②医療保険プラン	680円	620円	540円	410円	380円
	440円	410円	310円	290円	230円
	190円	220円	30円	40円	
③所得補償保険プラン	200円	205円	201円	206円	202円
	206円	200円	212円	215円	216円
	221円	214円	234円		

※ただし、上記の制度運営費のうち、がん保険プランは50円、医療保険プランと所得補償保険プランは100円をそれぞれ超過する分は年度終了後に1年間継続した加入者に返金をおこないます。

がん保険プラン

(団体総合生活補償保険(がん補償特約セット)) ※2025年3月1日の中途加入と4月1日の新規加入・増額・減額・脱退については2月4日(火)が締切となります。当該パンフレットの内容は2025年4月1日以降のものとなります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体総合生活補償保険)〈MS&AD型〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

- 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。
 ※がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がん診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{がん入院保険金日額} \times \text{入院日数}$	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にかん診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※
がん手術保険金	がん診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 $\text{がん入院保険金日額} \times 10$ ② 上記①以外の手術 $\text{がん入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にかん診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※
がん放射線治療保険金	がん診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 $\text{がん入院保険金日額} \times 10$ ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にかん診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※

支払対象期間:がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
 がん手術保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
 がん放射線治療保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

- 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金 補償特約	がん診断保険金	次のいずれかががんと診断確定された場合 ① 保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん ② 再発したがん(*1) ③ 転移したがん(*2) ④ 既払がん(*3)とは全く別のがん	がんの種類により、次の額をお支払いします。 ① 約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合 $\text{がん診断保険金額} \times \text{保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100\%)}$ ② 上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合 がん診断保険金額の全額 ※保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限ります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にかん診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に再び保険金をお支払いする場合のがんと診断確定されたときは保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。
		(*1) 再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。 (*2) 転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*3) 既払がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にかん診断確定され、既にかん診断保険金を支払ったがんをいいます。	など	

医療保険プラン (団体総合生活補償保険(疾病補償特約セット)) ※2025年3月1日の中途加入と4月1日の新規加入・増額・減額・脱退については2月4日(火)が締切となります。当該パンフレットの内容は2025年4月1日以降のものとなります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体総合生活補償保険)〈MS&AD型〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といいますが)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり、「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査(生検、腹腔(くう)鏡検査等)のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*). (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 10月1日 10月10日 10月25日 ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ② 先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間: 疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
疾病手術保険金支払対象期間: 入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
疾病放射線治療保険金支払対象期間: 入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気に関する特約の補償内容

1. 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病退院一時金補償特約	疾病退院一時金	発病した病気の治療のため、入院し、次のいずれかに該当した場合 ① 14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ② 入院している日数が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 ※1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ



お支払いする保険金のご説明[所得補償保険]

所得補償保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

① 普通保険約款の補償内容

ご注意

所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他に
あるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契
約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)に
より被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1.被保険者が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能になった場合に、被保険者が被る損失に対して保険金をお支払いします。
- 2.被保険者は、保険証券の「被保険者」欄に記載の方となります。
(注)保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間に対して保険
金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償 保険金	身体障害により、就業不能となっ た場合	$\begin{matrix} \text{保険金額} & \times & \text{就業不能期間の月数} & (*) \\ + & & \text{保険金額} & \times & \frac{\text{就業不能期間のうち} \\ & & & & \text{1か月に満たない} \\ & & & & \text{期間の日数}}{30} \end{matrix}$ <p>(*)就業不能期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>※就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。</p> <p>※平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。</p> <p>※免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2)次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など <p>(3)被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4)特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

<用語の解説>

【自動車等】とは
自動車または原動機付自転車をいいます。

【身体障害】とは
急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気(ケガ以外の身体の障害をいいます)をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは
被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

- (1)その身体障害の治療(*)のため、入院していること。
 - (2)上記(1)以外で、その身体障害につき、治療(*)を受けていること。
- (*)治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

【てん補期間】とは
保険金をお支払いする限度日数であり、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

【免責期間】とは
就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは
てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは
被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}(*2) - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*3)}{12(\text{か月})}$$

(*1)被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(*2)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。

(*3)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

② 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注)すべての契約に自動セットされます。

福祉制度 希望者グループ保険 ご契約の概要について【契約概要】

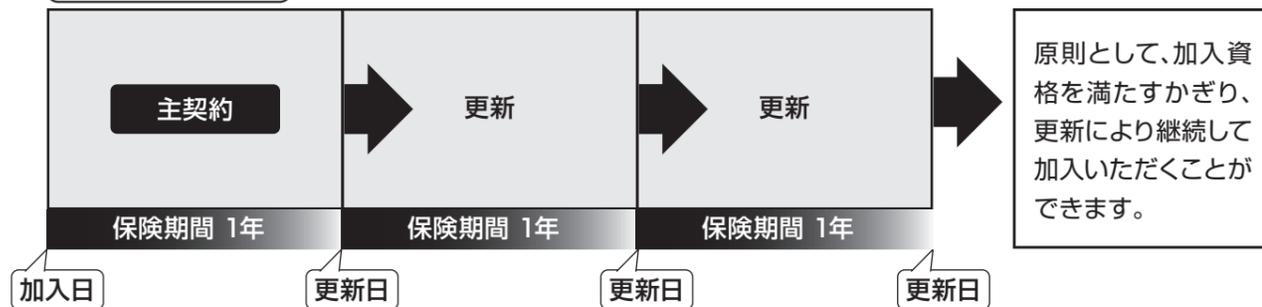
団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属(加盟)事業所のうち、加入資格を有する方全員に加入いただく所属(加盟)事業所向けの団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といえます。)
本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。
専用webサイトまたは単記式の「申込書兼告知書」等を使用する場合は被保険者となられる方ご本人が告知してください。
告知内容によっては、ご加入(*)をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。ご了承ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

重要事項のご説明

傷害保険、がん保険プラン、医療保険プラン、所得補償保険プランにご加入いただくお客様へ

ご加入前に必ずお読みください

ご案内させていただく傷害保険は、団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約セット)です

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険、疾病補償特約、がん補償特約セット団体総合生活補償保険、所得補償保険) 2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること(入院を含みます)により保険証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。
身体障害	ケガおよび病気をいいます。
平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

1 商品の仕組み

【傷害保険】

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害(以下「ケガ」といいます)を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(標準型)特約

(2) 被保険者の範囲

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。【○: 補償の対象】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子
本人型	○	—	—

(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

③次の特約の被保険者は上記②の被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。【○: 補償の対象】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○(注)	○(注)	○(注)

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

【がん保険・医療保険】

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。【○: 補償の対象】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子
本人型	○	—	—

【所得補償保険】

(1) 商品の仕組み

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

(2) 被保険者の範囲

①所得補償保険は会社員や自営業の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。

②被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満15才以上の方となります。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等(注1)の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p>など</p>
病気の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間(注3)の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術(注4) ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気(医師が治療で使用する場合を除きます) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●妊娠、出産による病気(異常妊娠等は除きます) ●「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合は、加入者証等に記載の病気 <p>など</p>
がんの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間(注3)の開始時より前に診断確定されたがん(注4) ●保険期間(注3)の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん <p>など</p>
所得の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間(注3)の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合(注5) ●治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業不能 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業不能 ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガによる就業不能 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガによる就業不能 ●被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能 ●被保険者の妊娠、出産を原因として発生した就業不能 ●特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、加入者証等に記載のケガまたは病気による就業不能 <p>など</p>

(注1) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注3) 継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

(注4) 保険期間(注3)の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間(注3)の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(注5) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注3)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注3)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(3) 所得補償保険にセットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要な場合があります)。詳細および記載のない特約については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

特約の名称	特約の概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) すべてのご契約に自動セットされます。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

【傷害保険・がん保険・医療保険】

・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。

(注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

【所得補償保険】

①職業・職務により引受けの限度額があります。

②所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険)2023年10月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。(注)次において、傷害保険は告知事項②に該当したとき、がん保険・医療保険は告知事項[1]に該当したとき、所得補償保険は告知事項[3]に該当したときにご契約を解除することがあります。

告知事項	
①被保険者の職業・職務(注1) ②同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無 (注1)職種別別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。 ●傷害補償(標準型)特約の職種別別表	
級別	職業例
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 等
B	●農林業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●漁業作業者 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業者
(注2)タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。	

【がん保険・医療保険】

告知事項	
[1]すべてのご契約 同じ被保険者について病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無 (注)タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。	
[2]「疾病補償特約」「がん補償特約」をセットした場合 被保険者の生年月日、年令、健康状態告知 【注意】 ●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。 ●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。 ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。 (*)継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。	

【所得補償保険】

告知事項	
[1]被保険者の生年月日、年令、職業・職務(注) (注)職種別別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。 ※下表に記載のないご職業は、取扱代理店までお問い合わせください。	
級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方) 等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転工 等
[2]健康状態告知 【注意】 ●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。 ●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。 ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。 (*)継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。	
[3]同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無 (注)所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。	

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約・所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

- 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 新たなご契約(団体総合生活補償保険・所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項
 - 被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
 - 次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
所得の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項	被保険者本人の職業・職務を変更した場合(注1)(注2)
------	-----------------------------

- 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。(注1)

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①特約の追加など、加入条件を変更する場合 ②ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合(注2) ③ご加入後に所得が著しく減少した場合(注2)

(注1)傷害保険にご加入の場合の該当事項となります。(注2)所得補償保険にご加入の場合の該当事項となります。

7 補償の開始・終了時期

- 補償の開始:始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**【2】基本となる補償等**(2)保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

【傷害保険・がん保険・医療保険】

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

【所得補償保険】

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償・所得の補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%	(注)	90%	90%

(注)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。
※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

[傷害保険・がん保険・医療保険]損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。[所得補償保険]保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認を行うことがありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

(1)次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3)次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注1)

- ・被保険者が死亡(注2)したとき　・身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合等(所得補償保険)

(注1)上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注2)傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害・身体障害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合[傷害保険・がん保険・医療保険]
- ⑤上記のほか、①～④(所得補償保険は①～③)と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い(2024年8月現在)(がん保険・医療保険・所得補償保険)

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1)引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合:被保険者が取得した債権の全額

(2)上記(1)以外の場合:被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険(株)および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

■事故が起こった場合

- 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関る示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社にご相談のうえ、おすすめください。

<p><示談交渉サービス></p> <p>日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。</p> <p><示談交渉を行うことができない主な場合></p> <ul style="list-style-type: none">・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合 ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合 ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4)[傷害保険]被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。(注1)お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。(注2)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

[所得補償保険]補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額(注2)を限度とします。(注1)お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。(注2)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

■保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

■保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が行える傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

<ul style="list-style-type: none">①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注) ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

■保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)		
(2)	引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類	書類の例	・家族関係の証明書類(住民票、戸籍謄本) など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類	書類の例	・公的機関が発行する証明書(事故証明書など)　・死亡診断書または死体検案書 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料 など
③	その他の書類	書類の例	・運転資格を証する書類(免許証など) ・調査同意書(引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書　・先進医療費用の支出を証する書類 など
②	その他の書類	書類の例	・調査同意書(引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など
(7)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類	書類の例	・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) など
②	保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など
③	その他の書類	書類の例	・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など
(8)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類	書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類) ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿　・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書　・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) ・交通費、諸費用の明細書　・購入時の領収書、保証書、仕様書　・図面(配置図、建物図面) ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書または死体検案書　・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類　・受領している年金額の確認資料　・労災からの支給額の確認資料 など
③	その他の書類	書類の例	・権利移転書　・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品および契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度で確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

- 1.被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 2.「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 3.下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ① 補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ② 保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
- ③ 被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

- 4.所得補償保険プランにご加入する場合の所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
※所得補償保険金額の設定については「契約概要のご説明」**2**基本となる補償等(4)保険金額の設定をご確認ください。
- 5.補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】株式会社 星和ビジネスリンク

【電話番号】0120-288270（平日 / 10時～16時）※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

【受付時間】平日9:00～17:00

- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名（全国食肉生活衛生同業組合連合会）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

- 受付時間【24時間365日】
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】**0570-022-808**

- 受付時間【平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)】
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について

【希望者グループ保険】

制度運営および引受保険会社

当制度は全国食肉生活衛生同業組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、生保事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年8月26日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社(64.0%)(生保事務幹事会社) 富国生命保険相互会社(22.0%)
第一生命保険株式会社(10.0%) 明治安田生命保険相互会社(4.0%)

「障がい」の表記

●当パンフレット(希望者グループ保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

<個人情報の取扱いに関する全国食肉生活衛生同業組合連合会と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、全国食肉生活衛生同業組合連合会(以下、「連合会」といいます。)を保険契約者とし、連合会所属(加盟)の事業所(以下、「事業所」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、連合会および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、連合会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。連合会および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、連合会、事業所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き連合会、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険、所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)および各種保険証券は保険契約者(全国食肉生活衛生同業組合連合会)に交付されます。
- この保険は全国食肉生活衛生同業組合連合会を保険契約者とし、組合員および組合員の役員・従業員(家族従業員を含む)を加入者とする団体総合生活補償保険・所得補償保険の団体契約です。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(または減額して)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率および被保険者の年齢(医療保険・がん保険・所得補償保険プラン)によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 継続の際、医療保険・がん保険・所得補償保険プランにおいて補償の拡大となる場合は改めて健康状態告知が必要となりますのでご注意ください。ご不明な点は事務局までお問合わせください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(職種(傷害保険・所得補償保険プランのみ)・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

【サービスのご案内】

<傷害保険(福祉制度充実コース・安心コース・シニア・ジュニアプラン)にご加入の方は下記サービス①をご利用いただけます。傷害保険と上乘せプラン(がん保険プラン・医療保険プラン)にご加入の方は下記サービス①②③をご利用いただけます>

- ① **【生活安心サポート】**
 - 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
 - ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
 - 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）
- ② **【医療カウンセリングサービス】**
 - セカンドオピニオンのご相談
 - 面談専門医のご紹介
 - “がん”粒子線治療のご相談
- ③ **【健康安心サポート】**
 - 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
 - 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
 - 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER(テスター)
 - メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
 - 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象なりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

【引受幹事保険会社】

(引受割合：がん保険・医療保険100%、傷害保険・所得補償保険70%)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 日本橋本社ビル
TEL: 050-3460-8162 / FAX: 03-6734-9609

【取扱代理店】

株式会社 星和ビジネスリンク

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4階
TEL: 0120-288-270 / FAX: 03-5439-2380

【引受非幹事保険会社】

(引受割合：傷害保険・所得補償保険30%)

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第二課
TEL: 03-3515-4124 / FAX: 03-3515-4125
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

【取扱代理店】

株式会社 ワイズトータルサポート

〒102-0082 東京都千代田区一番町1-13-16
TEL: 03-6261-2585 / FAX: 03-6261-2586

(2024年10月承認) A24-102318